

第44回全日本バトントワリング選手権東北支部大会

# 【緊急対策マニュアル】



## 緊急対策マニュアル

### 1 目的

大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害等を最小限に軽減することを目的とする。

### 2 予防体制

- (1) 各担当者は、それぞれのポジション内の整理について特に注意し、不必要な物は置かないようにする。
- (2) 開場1時間前に役員・委員及び係員で、消火器所在等の状況を確認するとともに、不審物危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも不審物・危険物等、疑わしきあった場合には、直接触れることなく、大会本部に連絡すること。
- (3) 大会本部にて、不審物・危険物等、疑わしき物の現状確認後、秋田県立武道館職員に連絡し、指示をうける。
- (4) 大会当日の天候、気温の状態により、体調不良者の発生を防ぐために適切な冷房の使用を大会本部で検討、決定する。
- (5) 感染症予防対策として出場団体に下記の項目について周知徹底する。
  - ア 出演団体については手洗い・うがいなどの感染防止対策を行っていただく。
  - イ 発熱及び下痢等の症状がある場合は早期に診療機関の受診を促すとともに出場を自粛していただく。
  - ウ 感染防止のため、必要に応じてマスクを持参していただく。
- (6) 感染症予防対策として催事責任者は下記の項目について準備する。
  - ア 大会当日の運営に携わる委員、係員、補助員、審査員等に必要に応じマスクを準備する。
  - イ 秋田県立武道館の入場口、トイレ及び各運営に使用する部屋に必要な応じ消毒液を配置。

### 3. 緊急事態発生の場合

#### (1) 火災発生の場合

火災を発見した場合、または火災警報発報時は下表のと通りの対応を行う。

状 況	対 応
火災発見時	秋田県立武道館職員に連絡する。現場確認を行い、対応をする。
火災警報発報時 (非常ベル鳴動)	秋田県立武道館職員が現場確認を行い、状況報告のアナウンスを行う。 大会本部は秋田県立武道館職員より状況報告を受ける。
誤報時	秋田県立武道館で状況報告のアナウンスを行う。 大会本部は秋田県立武道館職員より原因の報告を受ける。
火災発生時	秋田県立武道館職員で現場確認を行い、非常放送により全館アナウンスを行う。また、大会本部に避難誘導の報告をし、秋田県立武道館職員が各階の避難誘導を行う。大会各部係員は協力して避難誘導にあたる。 鎮火後、被害状況を調査し、大会本部は以後の催事の継続・中止について秋田県立武道館職員と協議・判断を行う。

(2) 地震発生の場合

地震発生時は下表のと通りの対応を行う。

但し、被害状況・観客の動揺によっては、その状況に応じた対応を行う。

震度階	対 応
震度 1～2	秋田県立武道館職員が館内の状況を確認し、大会本部は状況の報告を受ける。 状況に応じて催事の一時中断・館内へのアナウンスを行う。
震度 3～4	催事を一時中断し、館内へアナウンスを行う。 秋田県立武道館職員が館内の状況を確認し、大会本部は報告を受ける。 大会本部は以後の催事の継続・中止・観客の避難誘導について秋田県立武道館職員と協議・判断を行う。
震度 5以上	非常放送により全館アナウンスを行う。 秋田県立武道館職員が大会本部に避難誘導の報告をし、各階の避難誘導を行います。大会各部係員は協力して避難誘導にあたる。 秋田県立武道館職員が施設破損状況や被害状況を調査し、催事責任者（大会本部）は報告を受ける。 大会本部は以後の催事の継続・中止について秋田県立武道館職員と協議・判断を行う。

※大会本部は、事態発生時の状況を逐次実行委員長に報告し、必要な指示を受ける。

(3) けが人・病人等発生の場合

ア 参加団体内で対応ができない状態のけが人・病人が発生した場合には、大会本部に通報する。大会本部は秋田県立武道館内に設置する（P33「館内図」参照）。大会本部は状態の通報を受け、必要に応じて救護係員を現場へ向かわせる。一般来場者の場合も同様とする。

救護係員は医療関係の知識があるものがこれにあたり、大会本部の管理下で原則としてアリーナ内に待機するものとする。

イ 救護所は、主催者控え室に設置する。

軽傷のケガ等の対処のために大会本部内に救急箱を準備する。

ウ 必要に応じ、大会本部が秋田県立武道館職員に救急車の出動を要請する。

(4) 刑法抵触等の行為が発生の場合

ア 発見した時点で、至急大会本部に一報して、本部が急行する。事実確認の後、秋田県立武道館職員と協議の上、関係機関と連絡を取る。

イ 刑法抵触の行為が予想されると思われる人物・物品を発見した場合も、上記と同様の処置を取る。

但し、緊急を要すると判断される場合は、各担当の判断において、大会本部を通さずに予防措置を取ることができる。

(5) Jアラート及び緊急地震速報が発せられた場合

審査委員長の判断で、演技を中断することができる。

(6) その他演技中に正常な審査を妨げる事態が発生した場合

ア 地震や火災が発生した場合

イ 客席での騒音

以上の場合は発生した時点でその近くの係員が急行し、秋田県立武道館職員に連絡するとともに事態が拡大しないように適切に対処する。主催者としてまず人命を第一に踏まえた上で次の点に留意する。

ウ 演技中断の判断について

審査委員長が常に審査席にいるようにし、演技を中断するかどうかを即座に判断する。

エ 状況により演技中断が適当と判断した場合

審査委員長は演出部長に速やかに連絡し、演出部長は進行係に中断のアナウンスを入れる指示をする。

カ 再演技について  
演技を中断した場合、原則として当該部門の最後に演技を行なうことが出来る。

キ 総責任者  
総責任者は実行委員長である。全ての情報は遅滞なく実行委員長へ報告する。

- 4 緊急事態発生時の避難誘導について  
秋田県立武道館からの避難は、別紙「秋田県立武道館避難経路図」参照